

 厚木市社会福祉協議会

第7次 地域福祉活動計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

見守り、つながり、支え合い、
一人一人が尊重される地域づくり



社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会

はじめに

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第7次地域福祉活動計画を策定しました。第6次地域福祉活動計画に引き続き、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念に掲げています。

前計画である第6次地域福祉活動計画の期間中は、コロナ禍により人と人とが触れ合うことが避けられ、地域での活動支援も難しい状況が続きました。しかし、そのような中でも、活動を工夫し、つながり続けようとする多くの方たちがいました。

「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」の実現には、こうした「つながり」が広がり、互いに協力し、気にかけてあう関係を育むなど、地域でのゆるやかな見守り活動が不可欠です。

本計画は5つの活動目標、17の取組の柱を掲げ、生活課題を抱える方への支援からみんなで支え合う地域の仕組みづくり、福祉の心を育てる取組など、すべての人が安心して暮らせる地域の実現に向けた計画となっています。地域と協働し、行政、関係機関・団体等と連携を図り、本計画の着実な推進に努めてまいりますので、皆さまの御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画策定に御協力いただきました15地区「地域福祉推進委員会」を始めとした多くの地域住民の皆さま、関係機関等の方々に、心からお礼申し上げます。



令和6年4月

社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会
会長 宮田幸紀

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	5
	(1) 地域福祉に関する国の動向	5
	(2) 厚木市の福祉を取り巻く現状	6
2	現在の課題	8
	(1) 市民アンケート調査結果から見えた地域課題	8
	(2) 前計画（第6次地域福祉活動計画：令和3年度～令和5年度）の 成果と課題	11
3	計画の目的	18
4	計画の位置付けと期間	19
	(1) 計画の位置付け	19
	(2) 計画の期間	19
5	計画の推進と評価	20

第2章 計画の概要

1	基本理念	21
2	活動目標	21
3	計画の体系	22
4	重点目標	24
	重点目標1 地域の支え合いの仕組みづくり	24
	重点目標2 孤立を防ぐ地域づくり	25
	重点目標3 意思決定支援の重視と 権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築	26

第3章 実施計画

活動目標1	地域でつながり、支え合う仕組みをつくろう	28
活動目標2	安心して暮らせるまちにしよう	30
活動目標3	福祉の土壌を耕そう	32
活動目標4	自分らしい生活を続けよう	34
活動目標5	人に寄り添い、信頼される組織を創ろう	36

第4章 地区別計画

地区別計画とは	39
1 厚木北地区	40
2 厚木南地区	42
3 依知北地区	44
4 依知南地区	46
5 睦合北地区	48
6 睦合南地区	50
7 睦合西地区	52
8 荻野地区	54
9 小鮎地区	56
10 南毛利地区	58
11 南毛利南地区	60
12 玉川地区	62
13 森の里地区	64
14 相川地区	66
15 緑ヶ丘地区	68

本計画書の用語表記について

- 「厚木市社会福祉協議会」については「社協」と表しています。
- 障害の「害」の漢字は原則として平仮名で表記しています。
ただし、法令や団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。
また、「障がい者」には、原則として「障がい児」も含まれるものとしています。
- 公民館を単位とした15の地域のことを「地区」と表し、その集合体または地区の中の更に小さな単位等、抽象的に表現する際には「地域」と呼ぶこととします。そのため「地域」は対象とする問題により変化する可変的なものです。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

今日の地域社会では、人口減少、少子高齢化、核家族化などが進み、単身世帯が増加しています。近所づきあいの減少や人と人との関係性の希薄化により、地域や家族での助け合いなどの機能が弱まったことで、深刻な生活課題を抱えているにも関わらず声を上げることが困難な方々は、地域での暮らしの中で孤立することがあります。また、個人や世帯で課題が多様化し、様々に絡み合い複雑化している事案も増え、制度の縦割りや狭間の中で必要な人に必要な支援が行き届いていない状況があります。

困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人一人に寄り添った支援が必要とされています。専門職による伴走型の支援が有効ですが、行政や専門職では行うことができない「住民同士の見守りや助け合い」が伴走型の支援以上の力を発揮する場合もあり、地域福祉には必要不可欠となっています。

地域福祉の推進が今まで以上に重要であり、地域づくりの基盤を整え、人と地域に協力の輪を広げていくことが求められます。

(1) 地域福祉に関する国の動向

国においては、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法が改正(平成30年4月施行)され、地域の課題解決に向けた支援が地域住民や福祉関係者の連携のもとで包括的に提供されることをめざすとされました。

『地域共生社会』とは・・・

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

また、令和3年4月に施行された改正社会福祉法により、市町村が地域生活課題解決のための包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされ、「属性を問わない相談」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援の一体的な実施について取り組むこととされています。

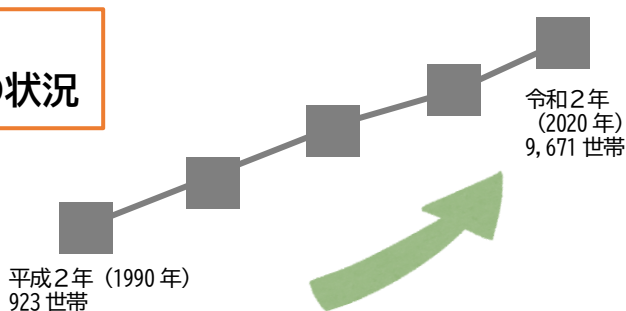
(2) 厚木市の福祉を取り巻く現状

近年、全国的に少子高齢化や核家族化が進み、また、身近な地域での付き合いが減少していることにより、これまで何とか自分たちで解決できていた問題を解決することが難しくなっています。私たちが生活する中で直面する悩みや困りごとを誰にも相談できず、問題が複雑になってしまう場合もあります。

制度の狭間で解決できない問題も増え、様々な機関が関わりながら継続的に支援することを必要としている人が増えている現状があります。

厚木市の 高齢者(65歳以上)単身世帯の状況

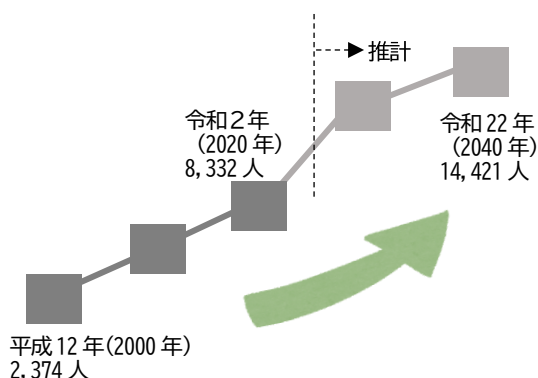
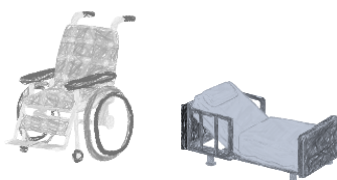
総務省「国勢調査」



高齢者単身世帯は、年々増加傾向にあります。また、厚木市の統計によると、高齢者のいる世帯(高齢者夫婦世帯、高齢者と同居の世帯)も増加しています。

厚木市の 要介護・要支援の認定者数の状況

厚木市作成(令和5年8月)

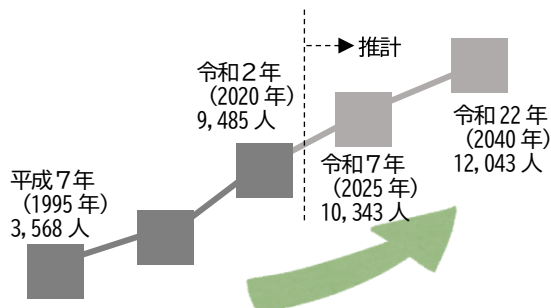


要介護・要支援の認定者数は、令和2(2020)年には8,332人を数え、介護保険制度が始まった平成12(2000)年と比べ、20年間で約3.5倍となっています。

厚木市の 障がい者(障害者手帳所持者)の状況

厚木市障がい者数統計

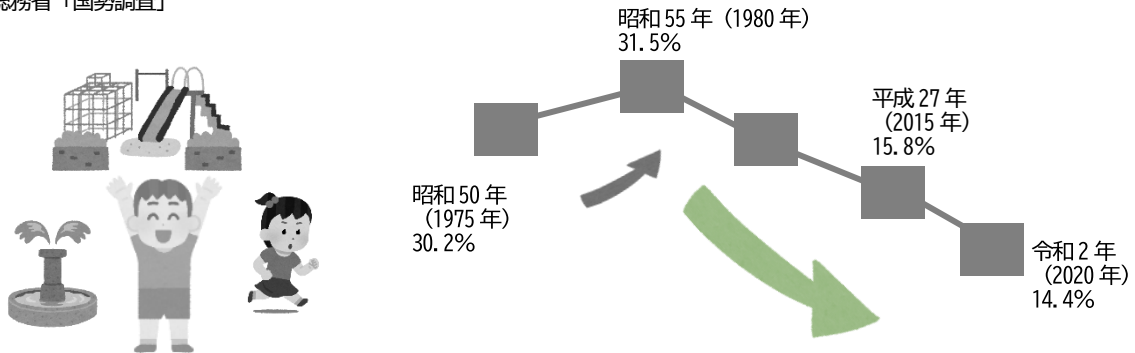
推計については、厚木市作成(令和5年10月)



障がい者は年々増加しています。令和7(2025)年には、平成7(1995)年と比べ、30年間で約3倍になると推計しており、令和22(2040)年には更に増加すると推計しています。

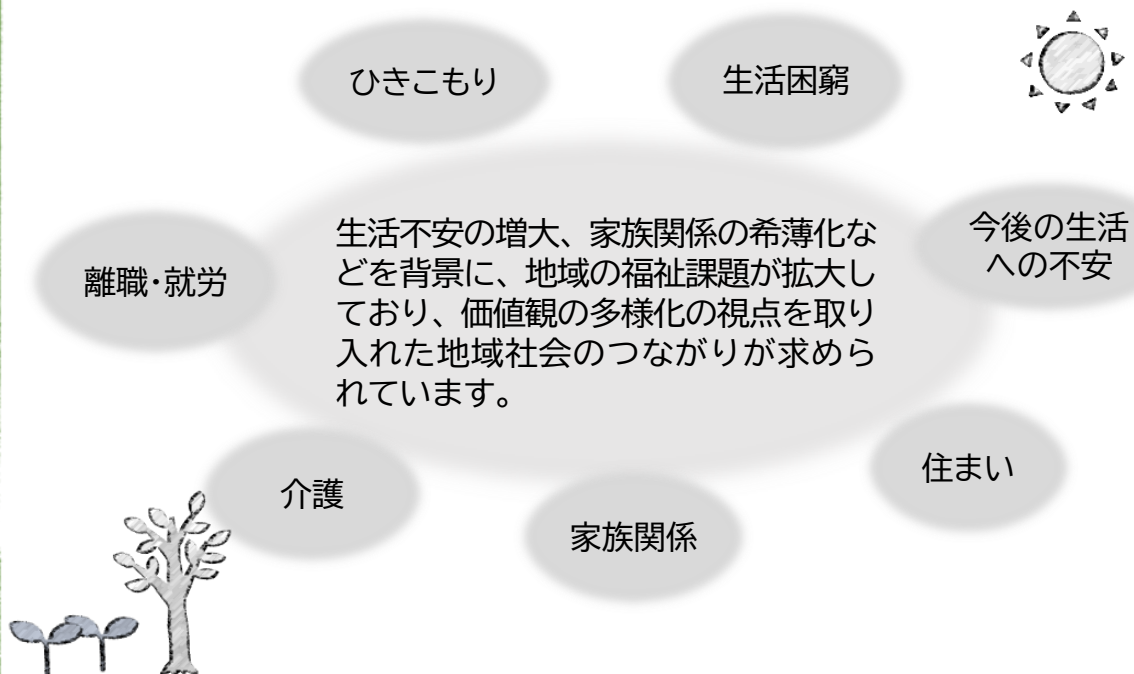
厚木市の子ども(18歳未満)の人口割合の状況

総務省「国勢調査」



総人口に対する子どもの人口割合は、昭和55(1980)年をピークに減少を続けています。昭和50(1975)年は30.2%で約3人に1人、平成27(2015)年には15.9%で約6人に1人という状況になっています。

社協が実施している“福祉まるごと相談”を通じて見えてきた現状



2 現在の課題

(1) 市民アンケート調査結果から見た地域課題

目的：第7次地域福祉活動計画の策定にあたり、地域福祉課題を明らかにするとともに、地域福祉活動に関する考え方や策定の基礎資料とすることを目的にアンケートを実施しました。

調査期間：令和5年6月6日～6月30日

調査方法：インターネット回答、郵送、持参

対象：市内在住者

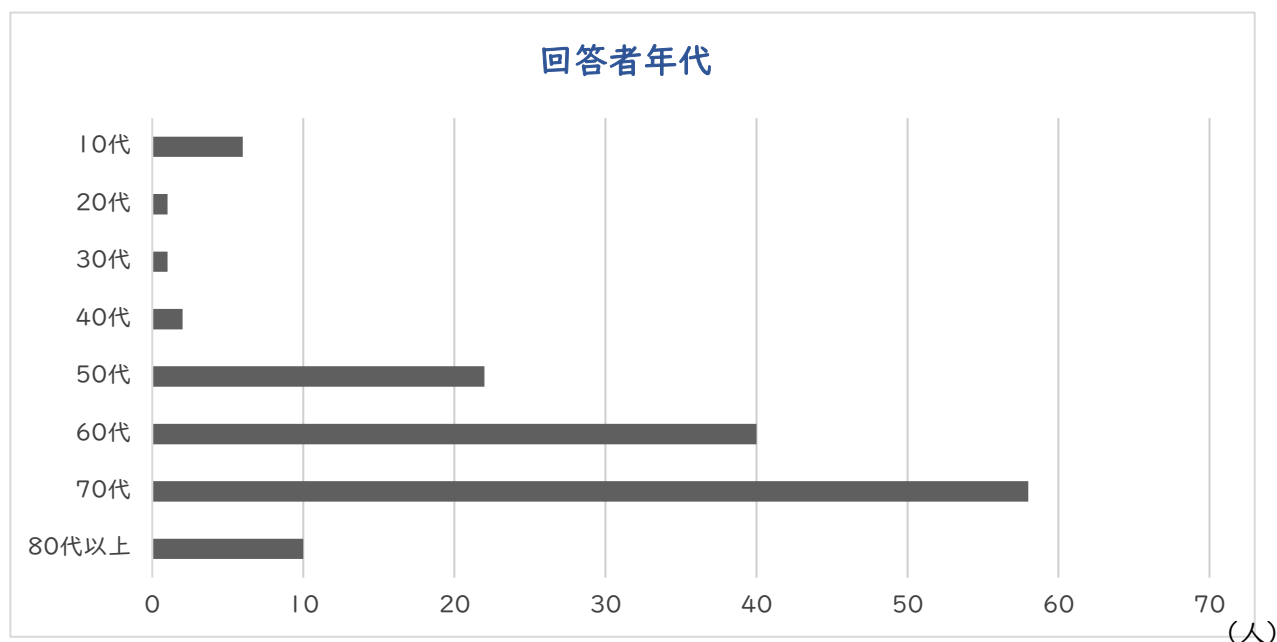
回答数：140件

【調査結果】

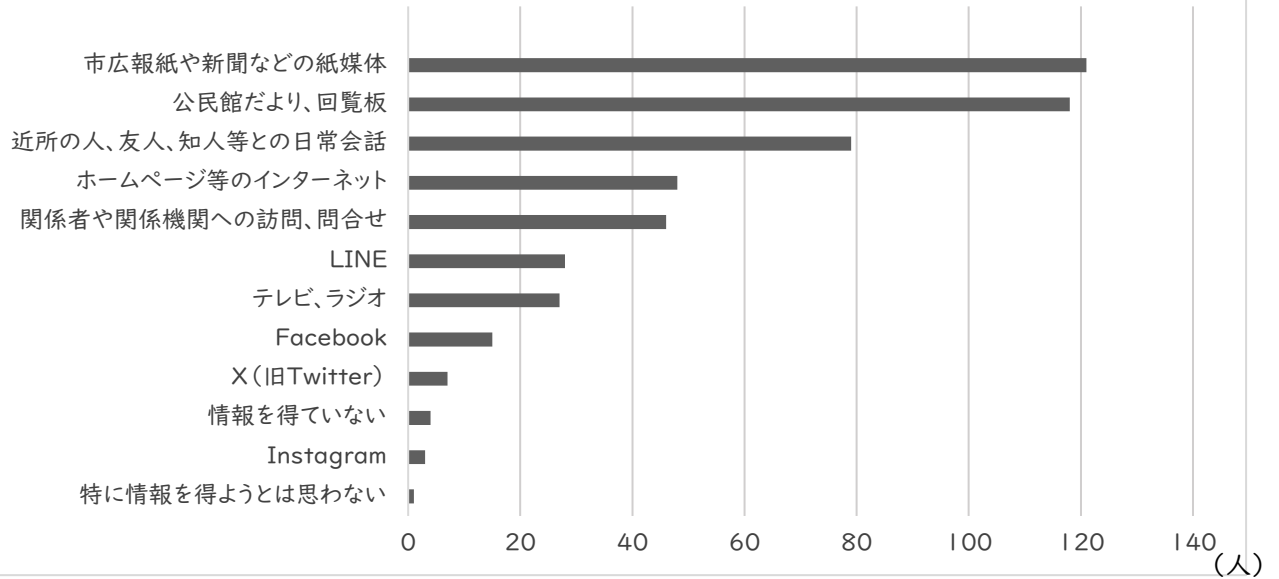
回答者の年代は、50代から80代以上が8割を占めていました。その中で、地域の情報をどのように得ているのかを問う質問に対し、広報紙や回覧板等の紙媒体で情報を得ているという回答が多い結果でした。このことから、時代に合わせたインターネットでの情報発信ももちろん必要ですが、中年層や高齢者層への情報発信は、インターネットの発信だけではなかなか情報が伝わりきらないことがわかります。

また、地域課題だと思うことについては、人と人とのつながりが希薄になっていることや気軽に集える場所がないこと、隣同士の交流がないことが上位の回答でした。コロナ禍の影響もあり、人との交流が未だに失われている現状があります。

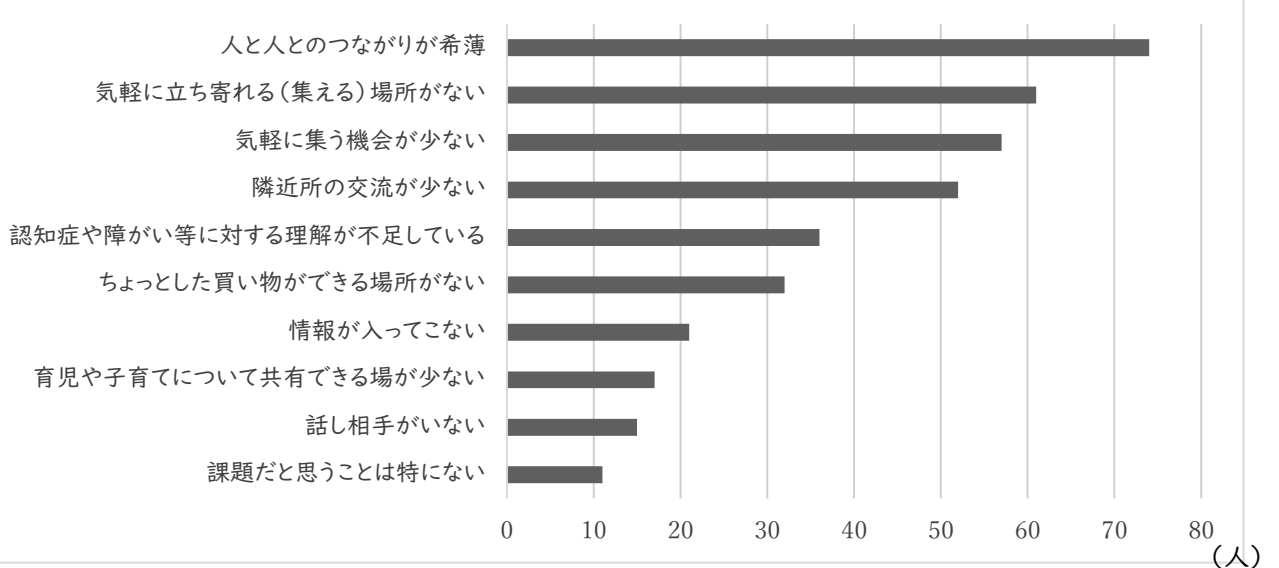
地域で安心して生活していくために必要なことは、コロナ禍で減少してしまった「住民同士のつながり」を再度活性化していくことや、「地域の見守り」、「地域で支える取組」、「災害時の地域の支え合い」といった「地域のつながり」に関する回答が多くありました。



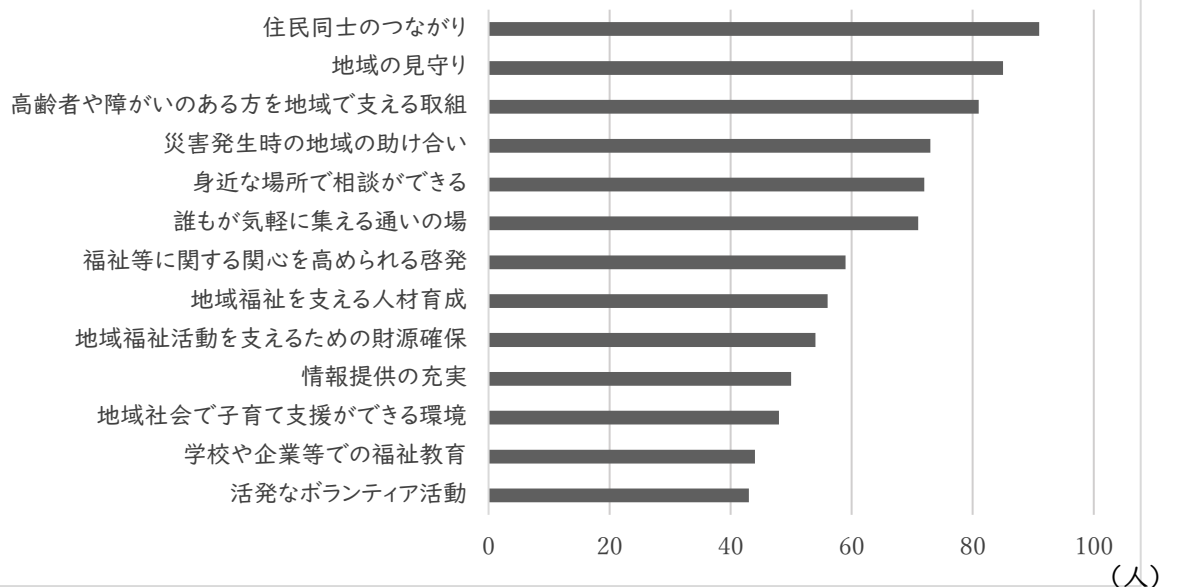
地域の情報を得る手段（複数回答可）



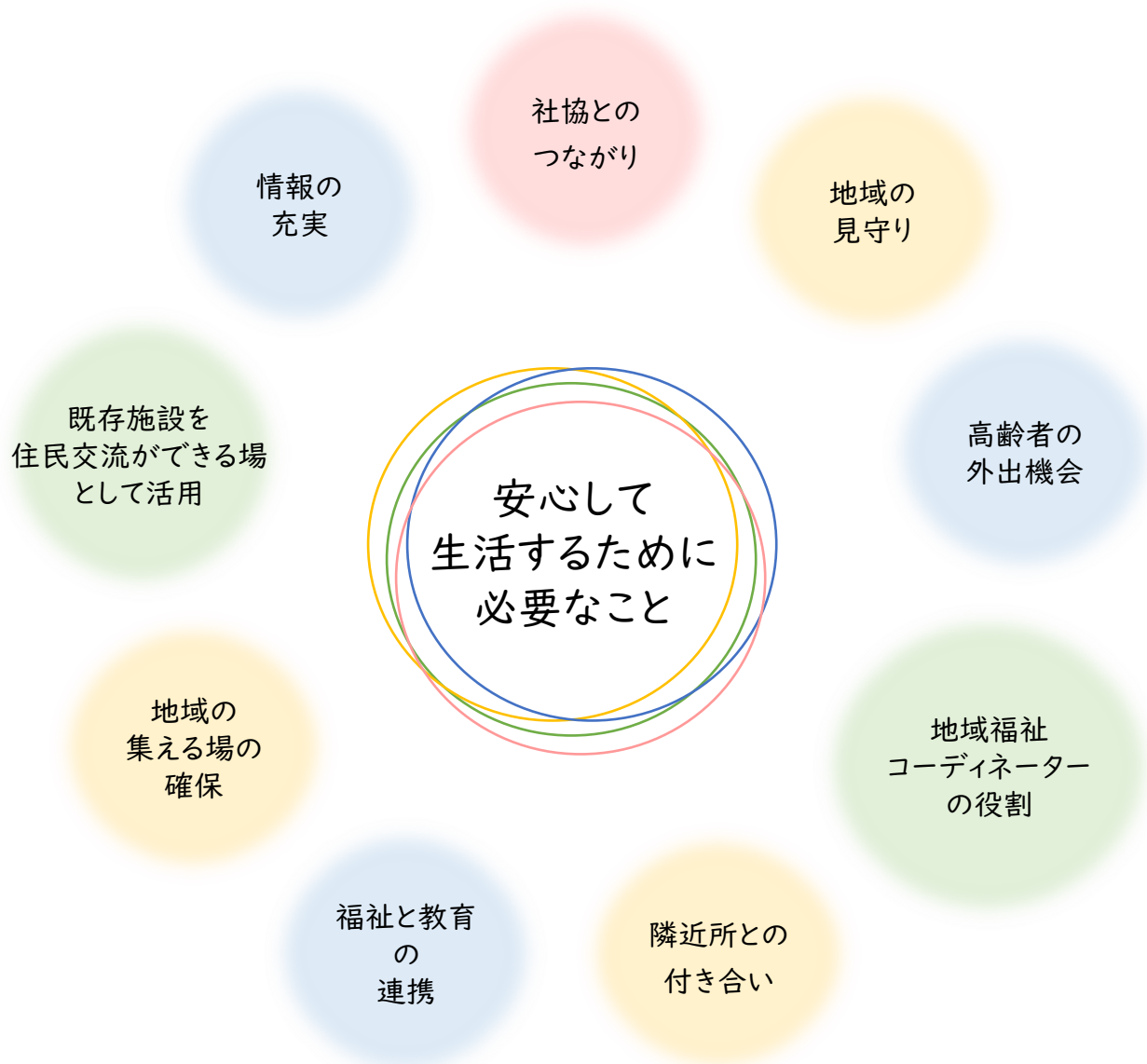
地域課題だと思ふこと（複数回答可）



地域で安心して生活していくために必要なこと（複数回答可）



アンケート記述欄の回答で得られたキーワード



この市民アンケートの結果から、地域住民同士の関係性の希薄化や地域で支える仕組みづくりが地域課題であるとともに、住民への情報発信や、住民と社協とのつながりを充実・強化する必要性がみえてきました。

(2) 前計画（第6次地域福祉活動計画：令和3年度～令和5年度）の 成果と課題

前計画（第6次地域福祉活動計画）の進捗状況を踏まえ、本計画（第7次地域福祉活動計画）に反映し、今後の地域福祉活動にいかすため、成果と課題の確認を行いました。

第6次地域福祉活動計画

活動目標1 断らない相談から地域づくりへ

- (1) 「福祉まるごと相談」体制を構築する
- (2) 地区地域福祉推進委員会、ボランティア等への支援を継続する
- (3) 個別課題の解決から地域づくりまで総合的に展開する

成果

- 以前から行っていた福祉総合相談を拡充し、福祉まるごと相談体制を整え、全職員で相談を受けました。
- コロナ禍等の社会情勢の変化に合わせ、地区の活動に対して助成を実施しました。また、小地域ふれあい活動助成金を創設し、活動者へのはたらきかけを行いました。
- 住民一人一人の相談にのり、地域住民の共通課題の解決に向けて取組を進めました。

課題 方策

- 生活上の問題の多様化、複雑化に伴い、福祉まるごと相談と多機関との連携を図り、個別相談と地域づくりを一体的に行うことが重要です。
- 地域課題に応じた支え合い活動等の仕組みづくりを構築し、地域の様々なネットワークの強化と情報共有が必要です。
- 小地域単位での、住民同士の助け合い活動を支援できる仕組みづくりが求められています。

用語説明・・

▶ 「福祉まるごと相談体制」

生活する中での福祉の相談を、職員全員が窓口となって一度受け止め、必要に応じて関係機関につないだり、相談者のもとへ出向いたり、情報を提供しながら解決に向け支援する体制のこと。

▶ 「地区地域福祉推進委員会」

厚木市内15地区にある地区市民センター(公民館)ごとに組織された、地域住民主体の福祉団体。自治会長や民生委員・児童委員、ボランティア、老人クラブなどの各種団体から選出された方で構成され、各地区の特色に合わせた小地域福祉活動を実施。

▶ 「小地域ふれあい活動助成金」

見守り、つながり、支え合う地域社会の実現を目指し、地域住民が主体となって、誰もが参加できる活動を定期的に行っている団体に対して交付している助成金。

第6次地域福祉活動計画

活動目標2 すべての人に居場所とやりがいを

- (1) 多様な住民が集える居場所をつくる
- (2) 支える側、支えられる側の関係を超え、自身の強みをいかしてやりがいが持てる活動を展開する
- (3) やりたいこと、経験やスキル等をいかした活動を支援する

成果

- 居場所マップを作成して広報紙「社協あつぎ」で紹介・周知したことにより、幅広い世代へ情報を提供することができました。
- 福祉まるごと相談やボランティアセンターへの相談から、地域で活動する新しい団体の設立を支援することができました。

課題 方策

- 世代や属性にとらわれず住民が集うことのできる様々な居場所を地域の中に増やしていくことが求められています。
- 住民の知識や企業のノウハウをいかした資源の開発が必要です。
- 地域で活動する団体の立ち上げを円滑に行うために、生活支援コーディネーターが役割を発揮することが重要です。
- 厚木市社会福祉施設連絡会と積極的に連携し、社会福祉法人の特性や専門性をいかした地域支援や情報発信が必要です。
- 職業経験をいかした活動など、地域にある潜在的な力を発掘して地域貢献活動につなげ、幅広い世代に参加してもらう取組が必要です。

用語説明.....

▶ 「居場所マップ」

市内で地域住民が主体となり活動している交流の場やサロン等の場所がわかるマップ。

▶ 「生活支援コーディネーター」

地域に今あるサービスと不足しているサービスの把握と創出、地域活動の担い手育成などの資源開発を行い、関係者間の情報共有・提供、意見交換等、連携のためのネットワークづくりを行う者。

▶ 「厚木市社会福祉施設連絡会」

市内の社会福祉施設等が、地域福祉の推進のため連携し、情報交換や研修の場として設置している団体。

第6次地域福祉活動計画

活動目標3 福祉の土壌を耕そう

- (1) ボランティアセンターの支援機能を強化する
- (2) U-65 の地域福祉への関わりや参加の機会を増やす
- (3) 多様なボランティア活動を推進する

成果

- 地域の居場所と登録ボランティアのマッチングを行うことで、ボランティアの活躍の場が広がり、地域の居場所を新たに増やすことができました。
- 赤い羽根共同募金ボランティア養成講座を開催し、若い世代の参加協力を得ることができました。
- 企業、大学、団体向けに福祉教育推進事業を実施し、福祉への理解を深めることができました。
- ボランティアの担い手を育成するために、ボランティア養成講座を開催し、ボランティア団体への加入につなげることができました。

課題
方策

- 社会のニーズに合ったボランティア講座の企画や、大学とボランティアセンターとの連携による地域福祉活動の周知啓発が必要です。
- 一人一人が持つ能力、特技、経験を地域貢献につなげる仕組みの構築が求められています。
- ボランティアグループや身近な地域で活動する団体などの協力を得ながらイベント等を開催し、地域福祉への関心を持ってもらい、幅広い分野のボランティア活動の推進につなげることが重要です。

用語説明・・

▶ 「U-65」

65歳未満の現役世代や、子どもたち。

▶ 「福祉教育推進事業」

思いやりや助け合いの気持ちを育む福祉教育の実践として、車いすや高齢者擬似体験等の講座を市内小中学校・高等学校において実施。また、市内企業・各種団体向けの講座や物品の貸出等も実施。

第6次地域福祉活動計画

活動目標4 自分らしい生活を続けよう

- (1) 成年後見制度の理解促進を図る
- (2) 本人と福祉・医療・司法の関係機関がつながる支援体制を構築する
- (3) 後見人等の担い手を増やす

成果

- 成年後見制度に関する講座や講演会を開催して、制度の周知をし、理解を深めることができました。
- 成年後見制度利用促進協議会で権利擁護に関する地域課題の共有や検討を行い、地域の関係機関との協力体制をつくる取組を進めました。
- 専門職（弁護士や司法書士等）による相談やアドバイザーを派遣してチーム支援会議を開催する等、専門職と連携しながら支援を行うことができました。
- 市民後見人の受任を推進するとともに、受任前の市民後見人登録者が権利擁護支援に携わる体制を整えることができました。

課題 方策

- 成年後見制度に関するメリット、デメリットを含めた正しい情報の周知が大切です。
- 権利擁護の支援が必要な方を早期に発見するために、関係機関との連携を更に強化し、日常生活自立支援事業（厚木あんしんセンター）等を含めた適切な権利擁護支援につなげることが重要です。
- 後見人等の担い手が不足している課題があり、市民後見人の更なる活躍が求められています。市民後見人に関する受任体制の整備を行い、継続的なサポートを充実していくことが必要です。

用語説明・・

▶ 「成年後見制度」

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことでご本人を法律的に支援する制度。

▶ 「成年後見制度利用促進協議会」

地域の権利擁護に関する情報交換を行い、多職種間での連携強化等、各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。

▶ 「市民後見人」

社会貢献への意欲が高い一般市民で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識等を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方。

▶ 「日常生活自立支援事業(厚木あんしんセンター)」

軽度の認知症や障がい等により判断能力が十分でない、かつ、契約内容を理解できる判断能力がある方を対象に、ご本人との契約により、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援する事業。

第6次地域福祉活動計画

活動目標5 パートナーシップ（協力関係）で目標を達成しよう

- (1) オープンなつながりを構築する
- (2) 様々な分野の個人・団体・企業がそれぞれの強みをいかして連携する
- (3) 市内地区（15 地区）同士の連携を強化する

成果

- 県や他市の社会福祉協議会との共催により「企業・NPO・大学等パートナーシップミーティング」を開催して、異なる立場同士が協働するきっかけづくりの場を提供し、新たなつながりが広がりました。
- 大学・県社協・社協・地域団体による“担い手確保に関する取組”を通じて、学生が地域活動に参加し、地域の取組を知ってもらう機会をつくることができました。
- 住宅供給公社と大学による地域コミュニティ活性化に向けた取組に生活支援コーディネーターが協力し、団地集会所を地域に開けた場所とするプロジェクトの一環で地域の団体とのつなぎ役を担いました。
- 地域福祉推進委員会連絡会議を開催し、15 地区間の連携を図る情報交換を行いました。

課題
方策

- 企業等とのつながりを広げながら、地域づくりや参加支援につなげることが必要です。
- 身近な地域にある居場所やサロン等を通じた交流の場を増やすために、様々な人が協力できる仕組みづくりが求められています。

用語説明・・

▶「地域福祉推進委員会連絡会議」

市内15地区の地域福祉推進委員会を構成員として、住民に求められる地域福祉推進委員会のあり方に関する研究や活動の活性化を図るための会議。

第6次地域福祉活動計画

活動目標6 安心して暮らせる環境を整えよう

- (1) 情報提供体制を充実する
- (2) 様々なニーズに柔軟に対応できる社会資源の充実を図る
- (3) 災害対応力を向上する

成果

- 社協ホームページのリニューアルとパンフレットの見直しを行い、わかりやすい情報提供を行いました。
- 車いすの貸出、シニア世代等を対象とした料理教室、障害福祉サービスの提供や助けが必要な方の移送サービスの提供等、社会資源の充実に努めました。
- 災害ボランティアセンター運営スタッフの養成講座を開催し、新たな運営スタッフが登録され、災害時の体制の充実を図ることができました。また、登録者のフォローアップ講座、研修、交流会を実施し、登録者同士の連携を図ることができました。
- 災害ボランティアセンターの設置運営訓練を通して、厚木市・青年会議所・あつぎ災害ボランティアネットワーク・運営スタッフ等との連携を強化しました。

課題 方策

- 社協について知ってもらうために、SNSの活用や紙媒体での発信など、必要な方へ必要な情報が届くように情報提供を充実していくことが重要です。
- 実践的な訓練を繰り返すことで災害への対応力を養うとともに、災害ボランティアセンターの運営にICTを取り入れることが必要です。
- 災害時に対応可能な団体・企業とのネットワークづくりの強化が求められています。

用語説明.....

▶ 「移送サービス」

福祉車両を使って外出の支援を行うサービス。

▶ 「社会資源」

(地域福祉においては)社会福祉の援助過程で用いられるもので、施設・制度・機関・知識や技術などの物的、人的資源。

▶ 「災害ボランティアセンター」

災害時に被災地のボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

▶ 「SNS」(social networking service)

人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービス。

▶ 「ICT」(information and communication technology)

パソコン・スマートフォン等の様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称。

第6次地域福祉活動計画

活動目標7 「見える社協」「頼られる社協」になろう

- (1) 情報提供体制を充実する
- (2) 職員の資質向上・連携強化を図る
- (3) 財源確保の取組を強化する

成果

- 社協職員が地域に出向き、住民や福祉関係機関を対象として社協事業を分かりやすく説明する出前講座を実施し、情報提供に努めました。
- 「人材育成マップ」と「めざす職員像」、「人材育成基本方針」を作成し、OJTやスーパービジョン・研修のほか目標管理制度も取り入れて、職員が成長できる環境を整えました。
- 自治会に加入していない世帯などへの対応として、ホームページに賛助会員会費申込フォームを開設し、会員を増やすことにつながりました。

課題
方策

- “社協は何をしている組織？”と感じている住民や関係者等がまだ多いため、地域の状況や社協事業についてわかりやすく伝える工夫が必要です。
- 多くの企業等に賛助会員となって協力をしてもらえるように、PRすることが重要です。

用語説明・・

- ▶ 「人材育成マップ」
仕事の責任に応じた、その立場に必要な知識やスキル等を明らかにし、どのような時期に、どのような研修を受けて身につけていくかを一目で分かるように表にしたもの。
- ▶ 「OJT(On-the-job Training)」
職場で実際の仕事を通じて職員を育てる、人材育成の方法の一つ。
- ▶ 「賛助会員」
社協の活動趣旨に賛同し、自主的に加入する個人または法人。社協の事業や運営に要する経費を賛助する。

3 計画の目的

地域福祉の推進を考える際には、その地域の歴史や特性を踏まえ、自分の住んでいる地域をどのような地域にしていきたいのか、どうすれば実現可能になるのかを地域に関わる皆さまが中心となり、決めていくことが大切です。

地域福祉活動計画を策定することで、住民一人一人が地域福祉について関心をもち、それぞれの地域において安心して暮らし続けることができるよう、お互いに協力して地域の生活課題の解決に取り組むことができます。

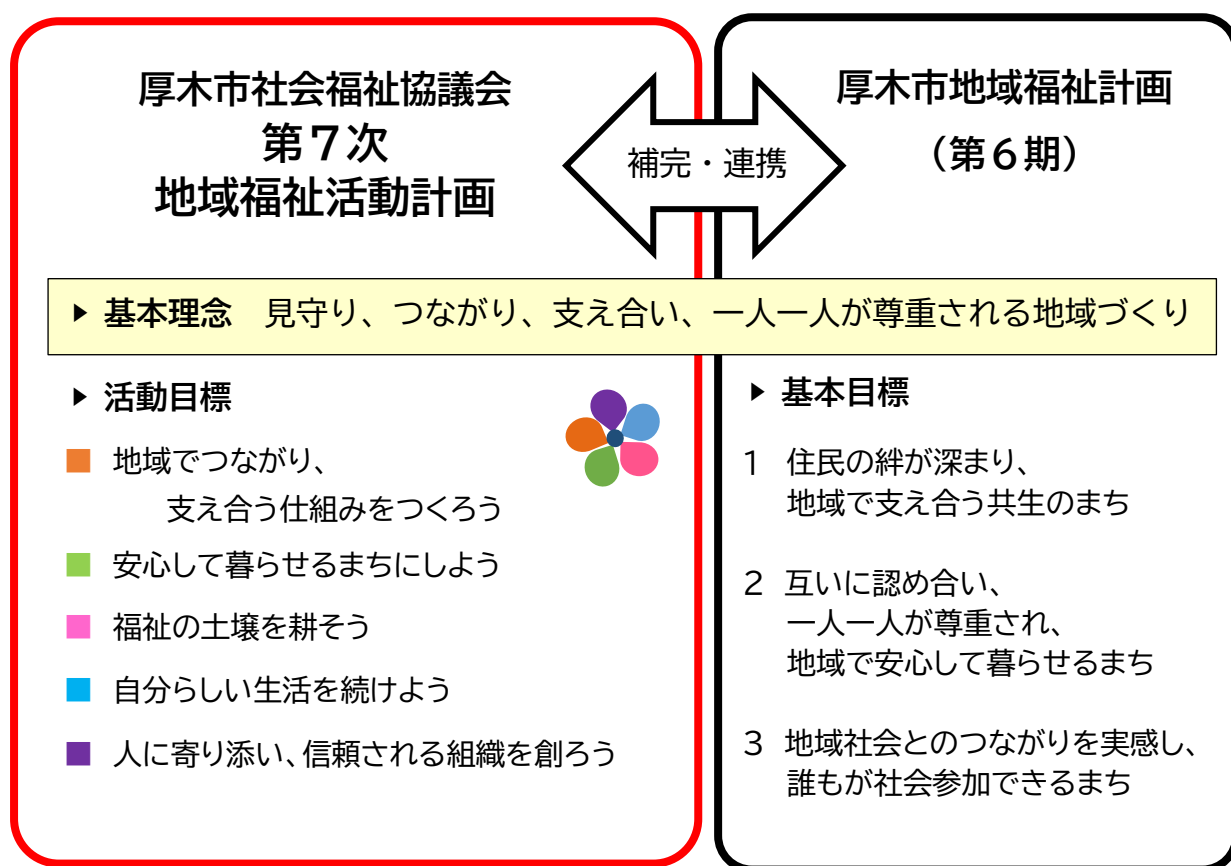
本活動計画の推進にあたっては、地域住民、関係機関、行政、社協などがそれぞれの主体性をいかながら協働していくことが重要になります。地域課題が多様化・複合化する中、それらに対応していくために、地域づくりの一翼を担う地域福祉活動計画の重要性は大きく、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」をめざした取組を行っていきます。

4 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が互いに協力して地域福祉を推進することを目的とした行動計画です。

厚木市の策定する「厚木市地域福祉計画（第6期）」と相互に補完・連携をするものであり、本計画の基本理念は市計画と共通のものとします。



(2) 計画の期間

令和6年度～令和8年度までの3年間を計画期間とします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第6次計画	第7次計画			第8次計画
次期計画策定			次期計画策定	

5 計画の推進と評価

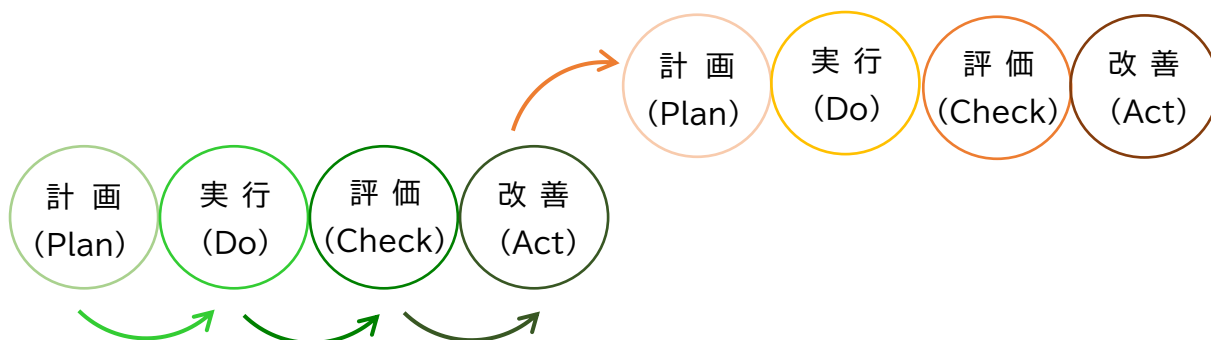
この計画は、住民や地域の関係者・関係団体と社協が、厚木市と連携を図りながら、地域全体で推進していきます。

計画の進捗管理は、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくPDCAサイクルで行います。

計画の推進主体である社協が年度ごとに進捗状況の確認・評価を行います。また、地区地域福祉推進委員会、地区自治会連絡協議会、地区民生委員児童委員協議会をはじめ、社会福祉施設や福祉団体、社会福祉活動団体、福祉協力団体から選出された方々で構成する社協の理事会にて達成状況を確認し、必要に応じて修正を行います。

さらに、各地区の地域福祉の推進母体である地域福祉推進委員会との連携をより一層密にした取組を行うことで、計画の実効性を確実なものとしします。

計画最終年度には総括の評価を行い、取組の中で明らかになった課題を明確にして、次期計画の策定にいかします。



第2章 計画の概要

1 基本理念

見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり

厚木市がめざす将来像「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」の実現には、家族、友人、近隣との関わりを深め、地域住民同士が顔見知りの関係を築いていくことが大切です。

こうしたことから、互いに協力する関係づくりや、日頃からお互いの様子を気に掛ける等、地域のゆるやかな見守り活動を推進するため、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念とします。

なお、本計画は厚木市の策定する「厚木市地域福祉計画（第6期）」と相互に補完・連携をするものであり、基本理念は市計画と共通です。

2 活動目標

1) 地域でつながり、支え合う仕組みをつくろう

→ 住民主体の取組を推進する

2) 安心して暮らせるまちにしよう

→ 誰一人取り残さない包括的支援体制を構築する

3) 福祉の土壌を耕そう

→ 思いやりの心を育て、地域での福祉活動を広げる

4) 自分らしい生活を続けよう

→ 本人に寄り添い、権利擁護の支援が必要な人に適切な支援が結びつく環境を整備する

5) 人に寄り添い、信頼される組織を創ろう

→ 社協の組織の充実強化を図る



3 計画の体系

基本理念

活動目標

見守り、つながり、
支え合い、
一人一人が
尊重される
地域づくり

1

地域でつながり、
支え合う仕組みを
つくろう

住民主体の取組を推進する

2

安心して暮らせる
まちにしよう

誰一人取り残さない
包括的支援体制を構築する

3

福祉の土壌を
耕そう

思いやりの心を育て、
地域での福祉活動を広げる

4

自分らしい生活を
続けよう

本人に寄り添い、
権利擁護の支援が必要な人に
適切な支援が結びつく環境を
整備する

5

人に寄り添い、
信頼される
組織を創ろう

社協の組織の
充実強化を図る

取組の柱

★は重点目標

- ★ 地域の支え合いの仕組みづくり
- 見守り活動の推進
- 多様な住民が集える居場所をつくる
- 市内地区同士の連携を強化する
- 平時から災害に備えた取組を行う

- ★ 孤立を防ぐ地域づくり
- 福祉まるごと相談体制の充実
- 地域を支える協力関係を構築する

- ボランティア活動の活性化
- U-65 の地域福祉への関わりや参加の機会を増やす
- 自身の強みをいかしてやりがいがある活動の展開

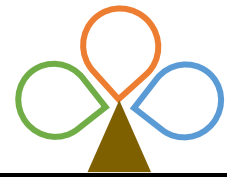
- ★ 意思決定支援の重視と
権利擁護支援における地域連携ネットワークの充実
- 成年後見制度の理解促進とつながり続ける支援の実施
- 権利擁護支援の人材育成

- 情報発信・広報活動の充実
- 組織運営の充実
- 財政基盤の強化

4 重点目標

重点目標 1

地域の支え合いの仕組みづくり



生活支援コーディネーターが把握する地域資源や社会資源を活用し、住民が、住民同士のつながり・支え合いによって地域の共通課題に取り組んでいくことのできる体制づくりを行います。

また、自治会長や民生委員・児童委員やボランティア等がメンバーとなり、各地区に組織されている地域福祉の推進母体である「地区地域福祉推進委員会」の活動支援を継続します。

住民の 取組

- 地域のイベントに関心を持ち、参加しましょう。
- 自分の暮らす地域にどんな支え合いがあったら、もっと安心して暮らせる地域になるかを考えてみましょう。

関係機関の 取組

- それぞれの強みである分野をいかし、地域とどのようなつながりが持てるかを考えてみましょう。
- 地域のイベントに積極的に関心を持ち、参加してみましょう。

社協の 取組

- 地域ボランティア養成講座を開催し、地域福祉活動の担い手育成を行います。
- 地域活動への助成金を見直し、活用しやすい助成金の仕組みづくりを行います。
- 地域活動に応じた支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 地区地域福祉推進委員会の活動を支援します。
- 生活支援コーディネーターによる地域資源や社会資源の把握・活用を図ります。
- 生活支援コーディネーターが関わりながら、地域主体で生活支援等サービスの提供ができる体制づくりに取り組みます。

用語説明・・

▶ 「生活支援コーディネーター」※再掲

地域に今あるサービスと不足しているサービスの把握と創出、地域活動の担い手育成などの資源開発を行い、関係者間の情報共有・提供、意見交換等、連携のためのネットワークづくりを行う者。

▶ 「地域資源」

地域の自然資源、人、歴史、文化、その他特徴的なもの。

▶ 「社会資源」※再掲

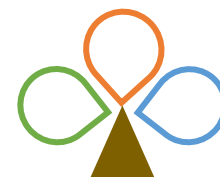
(地域福祉においては)社会福祉の援助過程で用いられるもので、施設・制度・機関・知識や技術などの物的、人的資源。

▶ 「地区地域福祉推進委員会」※再掲

厚木市内 15 地区にある地区市民センター(公民館)ごとに組織された、地域住民主体の福祉団体。自治会長や民生委員・児童委員、ボランティア、老人クラブなどの各種団体から選出された方で構成され、各地区の特色に合わせた小地域福祉活動を実施。

重点目標 2

孤立を防ぐ地域づくり



住民の暮らしが多様化し、社会問題の変化が生まれている中、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域社会の実現が求められています。

地域で暮らす住民一人一人の困りごとに寄り添う支援を行いながら、その人を支える地域をつくる支援も一体的に推進します。

また、当事者が地域とつながりを持ちながら社会へ参加できる取組の他、孤立を防ぐ地域づくりなど、住民や地域関係者とともに地域に必要な活動を展開していきます。

住民の 取組

- 困ったときに早めに相談することができる場所を見つけましょう。
- 身近な地域に関心を持ち、社会とのつながりを大切にしましょう。

関係機関の 取組

- 個人や地域を支援する上での連携・協力を図りましょう。
- 社会福祉法人は公益的な活動を通じて、場所・人・専門性など、保有する社会資源を地域に還元しましょう。

社協の 取組

- 個別支援と地域支援を一体的に推進します。
- 社協にコミュニティデザイン推進員(仮称)を配置し、社会とつながる場を開発します。
- 生活困窮者等の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、本人と社会がつながり支え合うことのできる地域をつくりまします。

用語説明・・

▶「個別支援」

生活上の課題を抱える個人や家族への支援。

▶「地域支援」

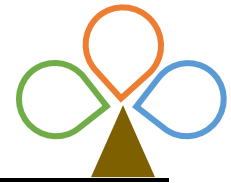
課題を抱える個人や家族を支えられる地域づくりへの支援。

▶「コミュニティデザイン推進員」

社会参加に向けた多様な支援プログラムをつくりながら、分野を超えて地域内の新たな関係性の構築に取り組む者。

重点目標 3

意思決定支援の重視と 権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築



認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、障がい者等が増加し、日常生活を送る上で権利擁護支援を必要とする方も増加しています。判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、本人の権利を守る取組の必要性が高まっています。

一人一人に応じた課題の整理や支援方針の検討を行うとともに、本人の意思を尊重し、本人を取り巻く関係者がチームとなり日常的な見守りを行う支援をめざします。

また、権利擁護支援や成年後見制度が必要な方の早期発見、早期支援に向けて関係機関による連携やネットワークをいかした協力体制をつくります。

住民の 取組

- 地域で支援が必要な方の見守りや早期発見に努め、必要に応じて身近な関係機関につなげましょう。

関係機関の 取組

- 必要に応じて“権利擁護支援チーム”の一員となり、それぞれの専門性や役割を十分に発揮しながら、本人の意思決定を大切にしましょう。
- 多角的な視点で本人の権利を守ることができるネットワークづくりを進めていきましょう。

社協の 取組

- 権利擁護に関する制度が適切に利用できるように、関係機関と協力しながら“権利擁護支援チーム”による支援を進めます。
- 一人一人に応じた課題の整理や支援方針の検討を行い、地域連携の核としてネットワークの構築を図ります。

▶「意思決定支援」

自己決定に困難を抱える方が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、必要な情報を提供し、本人の意思の確認や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための支援や仕組み。

▶「権利擁護支援における地域連携ネットワーク」

権利擁護支援を必要としている人が尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするために、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み。

▶「成年後見制度」 ※再掲

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことでご本人を法律的に支援する制度。

▶「権利擁護支援チーム」

身近な親族等や地域の人、保健・福祉・医療の関係者など、支援が必要な人を日常的に見守り、その人の意思や価値観を共有して対応するチーム。

第3章 実施計画

活動目標

1

地域でつながり、支え合う仕組みをつくろう

住民主体の取組を推進する

地域のつながりが希薄化している中、その大切さが改めて見直されています。異なる世代や様々な立場の人がお互いに顔の見える関係を築き、地域のきずなを深め、共に暮らしていける地域の実現をめざします。



取組の柱

★ 地域の支え合いの仕組みづくり

生活支援コーディネーターが把握する「地域資源」「社会資源」を活用し、住民同士のつながりや支え合いによって地域の共通課題に取り組んでいくことのできる体制づくりを行います。

- 地域ボランティア養成講座の開催による担い手の育成
- 地域活動への助成金の見直しと、活用しやすい助成金の仕組みづくり
- 地区地域福祉推進委員会の活動を支援
- 生活支援コーディネーターが地域資源や社会資源を把握し、地域主体で生活支援等サービスの提供ができる体制をつくる

■ 見守り活動の推進

地域において「顔の見える関係」が築かれて「地域を見守る目」が増えることにより、福祉課題の早期発見や共有ができ、住民が相互に気にかけてあう関係性を広げます。

- 住民がお互いに見守る体制づくり
- 地区地域福祉推進委員会の見守り・支え合い活動を支援

■ 多様な住民が集える居場所をつくる

誰もが気軽に集える居場所・サロン等、身近な地域における多彩な活動の拠点づくりを支援します。

- 住民同士が出会い、参加することのできる場の確保と運営者の支援
- 居場所に関する情報提供の強化

■ 市内地区同士の連携を強化する

市内全 15 地区の各地区の特性をいかした地域づくりを支援する一方で、生活圏域を越えた支援策については地区エリアにとらわれない地区間の連携と協働を促進します。

- 地域福祉推進委員会連絡会議の充実
- 地区合同研修の推進

■ 平時から災害に備えた取組を行う

災害に対する日頃の地域の取組は、まちづくりにつながります。被災時にも住民同士が支え合うことができるように、地域と共に考え取り組みます。

- 災害時の対応について考える場の創出
- 災害ボランティアセンター運営スタッフの養成
- 災害対応可能な団体・企業とのネットワークづくり

達成
された
姿

住民同士が日頃からのあいさつや声掛けを通じて、お互いにゆるやかな見守りをする関係ができており、きずなが深まってお互いに協力し合える地域がつくられています。

用語説明・・

- ▶ 「生活支援コーディネーター」 ※再掲
地域に今あるサービスと不足しているサービスの把握と創出、地域活動の担い手育成などの資源開発を行い、関係者間の情報共有・提供、意見交換等、連携のためのネットワークづくりを行う者。
- ▶ 「地域資源」 ※再掲
地域の自然資源、人、歴史、文化、その他特徴的なもの。
- ▶ 「社会資源」 ※再掲
(地域福祉においては)社会福祉の援助過程で用いられるもので、施設・制度・機関・知識や技術などの物的、人的資源。
- ▶ 「居場所・サロン」
地域の誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場。
- ▶ 「地域福祉推進委員会連絡会議」 ※再掲
市内15地区の地域福祉推進委員会を構成員として、住民に求められる地域福祉推進委員会のあり方に関する研究や活動の活性化を図るための会議。
- ▶ 「災害ボランティアセンター」 ※再掲
災害時に被災地のボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

誰一人取り残さない包括的支援体制を構築する

生きづらさや生活のしづらさなどで苦しむときに、困りごとの相談ができる場所が必要とされています。相談者に寄り添いながら、住民や地域関係者がそれぞれの力をいかして地域における様々な課題を解決できる仕組みをつくり、すべての人が安心して暮らすことのできる地域の実現をめざします。

取組の
柱

★ 孤立を防ぐ地域づくり

困りごとを抱えた人の支援を行いながら、その人を支える地域をつくる支援も一体的に推進します。また、当事者が地域とつながりを持ち社会へ参加できる取組や、孤立を防ぐ地域づくりを進めます。

- 個別支援と地域支援を一体的に推進する
- コミュニティデザイン推進員(仮称)により、当事者と社会がつながる場を開発する
- 生活困窮者等の早期把握や見守りのための地域ネットワーク構築など、本人と社会がつながり支え合うことのできる地域をつくる

■ 福祉まるごと相談体制の充実

世代や属性を問わずに相談者の話に耳を傾ける「断らない相談支援」に努め、地域住民から寄せられる様々な相談を必要な支援につなげたり、アウトリーチによるニーズの把握を行います。

- 全職員が窓口となる相談体制の充実
- 地域福祉コーディネーターのアウトリーチ機能を強化

■ 地域を支える協力関係を構築する

地域の課題解決に向け、様々な分野や地域で活躍している個人・地縁組織・NPO・企業・専門家等の連携強化をめざします。

- 厚木市社会福祉施設連絡会との連携
- 農業、工業、観光、商業、ICT などいろいろな分野との連携
- 教育機関との連携
- 地域づくりを担う関係機関同士のネットワーク推進



地域住民の困りごとが早期に発見されて相談につながり、住民や様々な分野で活動している方が協力できる体制となり、誰もが安心して生活ができる地域が実現しています。

用語説明.....

- ▶ 「**包括的支援体制**」
地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に助けになる支援が包括的に提供される体制。
- ▶ 「**個別支援**」※再掲
生活上の課題を抱える個人や家族への支援。
- ▶ 「**地域支援**」※再掲
課題を抱える個人や家族を支えられる地域づくりへの支援。
- ▶ 「**コミュニティデザイン推進員**」※再掲
社会参加に向けた多様な支援プログラムをつくりながら、分野を超えて地域内の新たな関係性の構築に取り組む者。
- ▶ 「**福祉まるごと相談体制**」※再掲
生活する中での福祉の相談を、職員全員が窓口となって一度受け止め、必要に応じて関係機関につないだり、相談者のもとへ出向いたり、情報を提供しながら解決に向け支援する体制。
- ▶ 「**アウトリーチ**」
支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、訪問支援等で積極的に働きかけて情報・支援を届けること。
- ▶ 「**地域福祉コーディネーター**」
地域において社会的に孤立し支援を必要とする人の課題に向き合い、自治会長や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどと連携して課題解決に取り組みながら、地域全体で解決できるようなネットワークの構築や仕組みの開発を行う者。
- ▶ 「**地縁組織**」
自治会、老人会等の地域住民で組織している団体。
- ▶ 「**厚木市社会福祉施設連絡会**」※再掲
市内の社会福祉施設等が、地域福祉の推進のため連携し、情報交換や研修の場として設置している団体。
- ▶ 「**ICT**(information and communication technology) ※再掲
パソコン・スマートフォン等の様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称。

思いやりの心を育て、地域での福祉活動を広げよう

地域では高齢者や障がい者、子ども、外国にルーツを持つ方など様々な人が生活していますが、普段の生活では交流の場が少ない現状があります。お互いのことをよく知り、思いやりの心を育てることで、ボランティア活動が活性化し、地域貢献活動が広がる地域の実現をめざします。

取組の
柱

■ ボランティア活動の活性化

ボランティア活動に関するコーディネートを行うとともに、活動支援を図り、ボランティア活動の活性化につなげます。

- 個人や団体で活動するボランティアへの支援強化
- 福祉への関心を高める啓発講座等の開催
- 社会のニーズを踏まえた新たなボランティア活動の創出
- 企業の社会貢献への協力

■ U-65 の地域福祉への関わりや参加の機会を増やす

65歳未満の現役世代や子どもたちに向けて福祉教育推進事業や各種講座を開催し、思いやりや助け合いの心を育て、地域福祉活動への関わりと参加の機会を増やします。

- 福祉教育推進事業の実施・充実
- 各種ボランティア講座、担い手養成講座等の開催
- 地域で活動する団体の紹介等の場を提供

■ 自身の強みをいかして生きがいがある活動の展開

地域の既存活動への参加や新たに地域で活動する団体の立ち上げを推進するとともに、自身の特技や経験をいかすことのできる活動を支援します。

- 地域で活動する団体の立ち上げ支援
- スキルをいかす地域活動への参加促進

達成
された
姿

高齢者や障がい者等への理解が深まるとともに、思いやりや助け合いの心が育ち、福祉活動への関心が高まったことで、ボランティアが活躍し地域貢献活動が広がっています。

用語説明・・

- ▶ 「U-65」※再掲
65歳未満の現役世代や、子どもたちのこと。
- ▶ 「福祉教育推進事業」
思いやりや助け合いの気持ちを育む福祉教育の実践として、車いすや高齢者擬似体験等の講座を市内小中学校・高等学校において実施。また、市内企業・各種団体向けの講座や物品の貸出等も実施。

活動目標 4

自分らしい生活を持続しよう

本人に寄り添い、権利擁護の支援が必要な人に適切な支援が結びつく環境を整備する

日常生活を送る上で、認知症や精神的な疾患などにより契約や判断が困難になる場面があります。そのような場合、本人にとってより適切な決定ができるように権利擁護支援が必要とされています。

判断能力が低下しても安心して暮らし続けることができる地域をめざします。



取組の 柱

★ 意思決定支援の重視と 権利擁護支援における地域連携ネットワークの充実

本人の思いを尊重し、本人を中心とした“権利擁護支援チーム”での支援を推進します。また、地域の専門職団体や関係機関等との協力体制の連携強化に向けて取り組みます。

- 本人に関わる支援者等へ“意思決定支援”と“チーム支援”の働きかけ
- それぞれの専門性をいかした、権利擁護支援における地域連携ネットワークの充実

■ 成年後見制度の理解促進とつながり続ける支援の実施

成年後見制度等の権利擁護に関する正しい情報発信を行うことで、制度や仕組みの理解が深まり、切れ目のない適切な支援が推進できるように関係機関と連携を図ります。

- 出前講座や様々な方を対象とした啓発講座、研修会等を実施
- 日常生活自立支援事業(厚木あんしんセンター)から成年後見制度へのスムーズな移行
- 組織での対応力をいかした法人後見の実施

■ 権利擁護支援の人材育成

権利擁護支援の一翼を担う市民後見人の育成と受任体制の整備を行い、市民後見人の活躍の場が広がるように支援します。また、市内社会福祉法人による法人後見受任の充実に努めます。

- 市民後見人の受任体制の整備とサポート体制の充実
- 市内社会福祉法人による法人後見受任の充実

達成
された
姿

本人を中心とした意思決定支援が推進され、専門性をいかした権利擁護支援におけるネットワークが浸透するとともに、市民後見人の活躍が広がる等、権利擁護支援の体制が整い、地域で安心して暮らすことができる人が増えています。

用語説明.....

▶「意思決定支援」※再掲

自己決定に困難を抱える方が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、必要な情報を提供し、本人の意思の確認や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための支援や仕組み。

▶「権利擁護支援における地域連携ネットワーク」※再掲

権利擁護支援を必要としている人が尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするために、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み。

▶「権利擁護支援チーム」※再掲

身近な親族等や地域の人、保健・福祉・医療の関係者など、支援が必要な人を日常的に見守り、その人の意思や価値観を共有して対応するチーム。

▶「成年後見制度」※再掲

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことでご本人を法律的に支援する制度。

▶「日常生活自立支援事業(厚木あんしんセンター)」※再掲

軽度の認知症や障がい等により判断能力が十分でない、かつ、契約内容を理解できる判断能力がある方を対象に、ご本人との契約により、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援する事業。

▶「市民後見人」※再掲

社会貢献への意欲が高い一般市民で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識等を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方。

▶「法人後見」

社会福祉法人やNPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

活動目標 5

人に寄り添い、信頼される組織を創ろう

社協の組織の充実強化を図る

地域で活動している様々な人や団体、組織などがつながりを強化し、地域福祉を推進していくことが大切です。

地域福祉を推進する組織として社協の運営体制を強固にし、地域におけるネットワークの中核的役割を果たして発展していくことをめざします。



取組の 柱

■ 情報発信・広報活動の充実

必要な人に必要な情報が届く仕組みをつくり、市内の活動や福祉情報等の発信の充実を図ります。

- 住民や関係機関に必要な情報の整理・発信の充実
- SNS や広報紙など様々な方法で情報発信をし、社協や地域での活動の PR を強化
- 地域に出向いての出前講座の実施

■ 組織運営の充実

運営の透明性を確保し、地域に開かれた社協として、住民の理解と関心を高める取組を行います。また、職員同士がコミュニケーションを図り、様々な視点で事業に取り組む体制を整えます。

- 理事会・評議員会での審議事項の情報公開
- 事業評価による事務事業の見直し
- 職員の資質向上と連携強化

■ 財政基盤の強化

社協が福祉を担う身近な存在であるを知ってもらうことにより、賛助会員の増強を図ります。また、その他の財源の確保についても積極的に取り組みます。

- 賛助会員を増強するための働きかけ
- 事業収入による安定的な財源の確保
- 赤い羽根共同募金配分金の活用

達成
された
姿

情報発信等を通して社協についての関心と理解が深まったことにより、賛助会員の増強が図られるとともに、多くの社会資源とつながりながら、地域におけるネットワークの中核的存在として地域福祉を推進することができています。

用語説明・・

- ▶ 「SNS」(social networking service) ※再掲
人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービス。
- ▶ 「賛助会員」※再掲
社協の活動趣旨に賛同し、自主的に加入する個人または法人。社協の事業や運営に要する経費を賛助する。
- ▶ 「赤い羽根共同募金」
全国一斉に行われる寄付金募集。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として取り組まれている。寄付金は、都道府県を単位として配分が行われ、民間福祉活動を推進するために使われている。

第4章 地区別計画

■ 地区別計画とは

市内15地区にはすべて、地域福祉の推進母体である「地域福祉推進委員会」が組織されています。自治会や民生委員児童委員のほか、地区内の様々な団体・ボランティア等により運営され、より身近な地域で、住民同士の支え合い活動などの地域福祉活動が広がるよう、各地区の実情に合わせた事業を行っています。

この地域福祉推進委員会が中心となって、各地区における現状や課題に基づき、今後の取組方針などを定めた計画が地区別計画です。

本会職員は各地区に担当者を配置し、地域福祉推進委員会の活動を支援しています。



現状調査・各種データについて

- 厚木市の地域福祉計画に用いられた各種アンケート調査などを参考としています。
- 本書の地区データは、厚木市のデータを使用しています。

地区別計画

厚木北地区



■ 現状と課題

- マンションの建設による子育て世代等の増加があり、高齢化率は低いものの、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者などが増加傾向にあり、日常生活、介護及び子育てなどへの不安解消に取り組む必要があります。
- 近隣住民とのつながりが希薄傾向にある高齢者及び子育て世帯が、増加しており、災害時の対応を含め、日頃から見守り活動及び居場所づくりが求められています。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	厚木北地区	区分	市	厚木北地区
人口	223,938人	24,383人	身体障害者手帳取得者	5,841人	595人
年少人口 (0～14歳)	24,895人	2,666人	療育手帳所持者	2,198人	171人
生産年齢人口 (15～65歳)	140,192人	16,807人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,433人	314人
老年人口 (65歳以上)	58,851人	4,910人	後期高齢者人口 (75歳以上)	31,939人	2,603人
高齢化率 (65歳以上)	26.28%	20.14%	高齢化率 (75歳以上)	14.26%	10.68%
要支援(1・2)	2,184人	194人	要介護(1～5)	7,479人	676人
避難行動要支援者登録数	3,085人	305人			

■ 取組方針

- あいさつや声掛けなど住民相互の身近な交流を通じた、見守り活動を推進します。
- 高齢者及び子育て世帯が、気軽に集える場を作り、不安解消を図ります。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- ひとり暮らし高齢者の安否確認事業として、敬老会及び会食会等の実施
- 世代間交流給食会の実施

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「ふれあいとおしゃべりの部屋」の開催
- ミニデイサービスの実施

3 地域で支え合う人づくり

- 昔あそび教室等の世代間交流事業の実施
- 地域福祉に関する研修会の開催及び広報紙による活動の周知
- ボランティア団体の支援及び育成

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ミニデイサービスの参加者数		352人	132人	360人	370人	380人
子育てサロン 「ふれあいとおしゃべりの部屋」 参加者数		130人	179人	190人	200人	210人

地区別計画

厚木南地区



■ 現状と課題

- 新たな集合住宅の建設により若い世帯が増加したことに伴い、年少人口及び生産年齢人口は増加しました。一方で、75歳以上の後期高齢者世帯、核家族化によるひとり暮らしの高齢者世帯が増加傾向にあり、要支援・要介護を要する方の割合が加速度的に進み、買い物等の日常生活や健康などへの不安が危惧され、これらの不安解消を図るための方策が求められています。
- 集合住宅や単身世帯の増加等により地域住民相互の結びつきが弱まりつつあることに加え、「高齢者層の高齢化」の進展は、地域での居場所づくりの提供はもとより、サービス供給側である地域福祉の担い手の確保が困難となり、早急な地域ぐるみでの取組が必要とされます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新しい生活様式が取り入れられたことで、地域での「対話」が減少し、地域コミュニケーションは希薄化しつつあります。この状況下において、近年多発する自然がもたらす大災害などの有事の際に、高齢者や障がい者世帯などを社会的に孤立させてしまうことが懸念されることから、地域での人間関係の構築が求められます。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	厚木南地区	区分	市	厚木南地区
人口	223,938人	12,409人	身体障害者手帳 取得者	5,841人	293人
年少人口 (0~14歳)	24,895人	1,138人	療育手帳所持者	2,198人	95人
生産年齢人口 (15~65歳)	140,192人	8,230人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	2,433人	146人
老年人口 (65歳以上)	58,851人	3,041人	後期高齢者人口 (75歳以上)	31,939人	1,671人
高齢化率 (65歳以上)	26.28%	24.51%	高齢化率 (75歳以上)	14.26%	13.47%
要支援(1・2)	2,184人	162人	要介護(1~5)	7,479人	427人
避難行動要支 援者登録数	3,085人	179人			

■ 取組方針

- 誰もが互いを尊重し合い、「気づかい」と「心づかい」の気持ちを持つことで、日常の変化に早期に気づき、社会的孤立を防ぐことにつながることから、見守りネットワークの強化と良好な人間関係の構築を目指します。
- 共に支え合う地域社会を実現するため、ミニデイサービスや世代間交流事業などを通じて世代を超えた絆を深めるための居場所を提供します。
- 地域全体で支える人づくりのため、情報誌の発行、ボランティア人材の育成、各種団体とのさらなる連携を図ります。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- 日常の声かけやあいさつなど積極的な「対話」の推進
- 敬老事業（祝品贈呈等）の実施
- ひとり暮らしの高齢者への年賀状の発送

2 地域における居場所づくり

- ミニデイサービスの実施
- 芸術鑑賞会の実施
- 世代間交流事業の実施
- 子育てサロン「ささえちゃん」の実施

3 地域で支え合う人づくり

- 広報紙「ほほえみ」を発行し、地域福祉活動に関する情報を提供
- 地域福祉の担い手となるボランティアの育成
- 地域福祉推進委員会委員研修会の実施

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ミニデイサービスの参加者数		1,490人	1,223人	1,250人	1,275人	1,300人
世代間交流事業・芸術鑑賞会の参加者数		210人	115人	130人	140人	150人

地区別計画

依知北地区



■ 現状と課題

- 高齢化率は市の平均と同等の割合であるが、外国籍の居住者は増加しており、民生委員・児童委員や地区市民センターなどに相談される事例は多岐にわたっています。
- 家族や御近所との関係が希薄になっていく中、高齢者の孤立は地域の大きな課題となっています。その防止には地域での見守りや人とのつながり、助け合いを充実させる必要があります。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	依知北地区	区分	市	依知北地区
人口	223,938 人	18,232 人	身体障害者手帳 取得者	5,841 人	517 人
年少人口 (0~14 歳)	24,895 人	1,949 人	療育手帳所持者	2,198 人	188 人
生産年齢人口 (15~65 歳)	140,192 人	11,388 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	2,433 人	186 人
老年人口 (65 歳以上)	58,851 人	4,895 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	31,939 人	2,501 人
高齢化率 (65 歳以上)	26.28%	26.85%	高齢化率 (75 歳以上)	14.26%	13.72%
要支援(1・2)	2,184 人	156 人	要介護(1~5)	7,479 人	609 人
避難行動要支援 者登録数	3,085 人	241 人			

■ 取組方針

- 地区規模の事業や自治会単位によるミニデイサービスなどを通じて、地域に住む高齢者の見守りに努めます。
- ふれあい給食会や子育てサロンなどの事業を通じて、地域全体で子育てを支援できるよう目指します。
- 地域内における福祉ボランティア団体等による小規模のサロン活動を積極的に支援し、地域における見守りの関係づくりを促進します。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- 敬老祝品の配布による訪問の高齢者見守り事業の実施

2 地域における居場所づくり

- 自治会単位でのミニデイサービスの実施
- 毎月の子育てサロンの実施

3 地域で支え合う人づくり

- 福祉ボランティア団体による支え合い活動の実施
- 地域でのボランティア育成を図り、育成事業を実施

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ミニデイサービスの参加者数		681人	749人	800人	850人	900人
福祉ボランティア団体の 支え合い活動の参加者数		5,227人	2,402人	3,000人	3,500人	4,000人

地区別計画

依知南地区



■ 現状と課題

- ひとり暮らし、要支援・要介護者の高齢者が増加傾向にある中、近隣に買い物場所や医療機関などが不足していることなどの日常生活や移動手段、健康などへの不安を抱く方の不安解消に取り組む必要がある。
- 高齢者人口の増加に伴い、その孤立化が問題視される中、見守りや居場所づくりなどを充実する必要がある。
- 将来に向かって地域福祉活動の継続的な活動を図るため、民生委員児童委員、自治会、学校など各種団体との連携強化はもとより、後継者の発掘・育成を行う必要がある。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	依知南地区	区分	市	依知南地区
人口	223,938 人	13,065 人	身体障害者手帳 取得者	5,841 人	333 人
年少人口 (0~14 歳)	24,895 人	1,592 人	療育手帳所持者	2,198 人	112 人
生産年齢人口 (15~65 歳)	140,192 人	8,176 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	2,433 人	128 人
老年人口 (65 歳以上)	58,851 人	3,297 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	31,939 人	1,723 人
高齢化率 (65 歳以上)	26.28%	25.24%	高齢化率 (75 歳以上)	14.26%	13.19%
要支援(1・2)	2,184 人	104 人	要介護(1~5)	7,479 人	412 人
避難行動要支援 者登録数	3,085 人	167 人			

■ 取組方針

- 共に支え合う地域社会を築くために、住民の福祉ニーズに応じた地域福祉活動を推進する。
- 世代を越えて交流できる場の充実を図る。
- 自治会単位のミニデイサービスや地区の敬老会を開催し、地域のつながりと高齢者の見守りに努める。
- 地域で安心して子育てができる環境づくりを推進する。
- イベントやレクリエーションなど決められたテーマを設けずに高齢者に居場所を提供する活動を試験的に実施し、他地域に展開をするかを検討する。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- 広報紙「みなみの風」を発行し、地域福祉活動に関する情報提供
- 高齢者見守り・安否確認事業（祝品の配布）の実施
- 地区の高齢者を招き、ミニデイサービスの事業周知に合わせ、見守り・安否確認を行う。

2 地域における居場所づくり

- ミニデイサービスの開催
- 世代間交流給食会の開催
- 子育てサロン「えっちゃん」の開催

3 地域で支え合う人づくり

- 地域福祉推進委員会委員研修会の実施
- 小中学校運営協議会、地域学校協働活動推進員、各種団体などの各種団体が世代間交流事業などで、地域人材資源を活用して実施

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ミニデイサービスの参加者数		178人	127人	150人	150人	150人
子育てサロン「えっちゃん」の参加者数		119人	78人	90人	90人	90人

地区別計画

睦合北地区



■ 現状と課題

- 高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあり、災害時や日常生活での不安が高まっています。
- 地域における高齢者の健康維持・生きがいの創出を促進するための居場所づくりに取り組む必要があります。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	睦合北地区	区分	市	睦合北地区
人口	223,938 人	9,935 人	身体障害者手帳 取得者	5,841 人	262 人
年少人口 (0~14 歳)	24,895 人	1,099 人	療育手帳所持者	2,198 人	94 人
生産年齢人口 (15~65 歳)	140,192 人	6,120 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	2,433 人	125 人
老年人口 (65 歳以上)	58,851 人	2,716 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	31,939 人	1,520 人
高齢化率 (65 歳以上)	26.28%	27.36%	高齢化率 (75 歳以上)	14.26%	15.30%
要支援(1・2)	2,184 人	79 人	要介護(1~5)	7,479 人	352 人
避難行動要支 援者登録数	3,085 人	163 人			

■ 取組方針

- 地域で安心して過ごせるよう、見守り活動の充実を図ります。
- 自治会館などを利用し、気軽に集まれる居場所を作ります。
- 地域を支える人材育成や各種団体との連携強化を図ります。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- 「あんしん袋」と「敬老祝品」の配布
- 住民同士の見守り活動サポート

2 地域における居場所づくり

- 自治会館を活用した定期的なふれあいの場づくり
- 健康体操教室の開催

3 地域で支え合う人づくり

- 人材育成、発掘
- 研修会の実施

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域福祉推進委員による 訪問人数		1,266 人	1,474 人	1,530 人	1,600 人	1,650 人
ふれあいの場の参加者数		945 人	250 人	700 人	750 人	800 人

地区別計画

睦合南地区



■ 現状と課題

- 当地区は、高齢者全体の増加に比べ後期高齢者の増加が顕著なこと、また男性に比べ女性の高齢者が多いことが特徴です。
高齢化に伴う諸課題がますます複雑化している現状で、地域における見守りの仕組みが必要とされる中、限られた人だけが担うのではなく、できるだけ多くの地域住民が参加できるようなゆるやかな見守りの仕組みが求められています。
- 子育て支援・生活困窮等の課題も増えており、重層的な支援が求められています。課題解決の糸口として、状況を地域ぐるみで共有することが必要であり、そのためには、住民相互で話がしやすい環境、いわゆる風通しの良い生活環境の構築が必要です。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	睦合南地区	区分	市	睦合南地区
人口	223,938 人	20,677 人	身体障害者手帳取得者	5,841 人	529 人
年少人口 (0~14 歳)	24,895 人	2,525 人	療育手帳所持者	2,198 人	193 人
生産年齢人口 (15~65 歳)	140,192 人	12,974 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,433 人	267 人
老年人口 (65 歳以上)	58,851 人	5,178 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	31,939 人	2,725 人
高齢化率 (65 歳以上)	26.28%	25.04%	高齢化率 (75 歳以上)	14.26%	13.18%
要支援(1・2)	2,184 人	232 人	要介護(1~5)	7,479 人	653 人
避難行動要支援者 登録数	3,085 人	284 人			

■ 取組方針

- 高齢者が集える場を、これまでよりも小規模の単位で開催することで、気軽に立ち寄れる居場所づくりを目指します。(えんがわのカフェ、おしゃべりスペース等)
- 地域の福祉に携わった経験がある方、地域の福祉に興味、意欲がある方などの地域の人的資源を活用し、地域できめ細かな対応ができる場所を提供できるよう協力者の人材育成の啓発・研修・広報に力を入れます。
- 現行の仕組みを見直し、より具体的かつ柔軟なチームづくりを目指します。(睦合南地区地域福祉ボランティアの会など)

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- 地域の様々な福祉活動の紹介と啓発により近所での声掛けや、顔見知り関係の構築等地域住民による緩やかな見守り活動を推進する。
- すべての事業を通しての人と人(世代間)との交流の推進

2 地域における居場所づくり

- これまでの実施とともにさらに小規模な単位での展開を目指したミニデイサービス等の推進

3 地域で支え合う人づくり

- 公民館等での活動の様々な場面で、支えあい活動への人的資源となることを目指した啓発
- 参加することの負担感ではなく、楽しさを感じられるような各事業の展開方法の検討

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ミニデイサービス・世代間交流・子育てサロン等各事業への参加人数		4,044 人	5,976 人	6,016 人	6,076 人	6,137 人
人的資源の育成を目指す研修・啓発への対象者数		64 人	162 人	164 人	166 人	168 人

地区別計画

睦合西地区



■ 現状と課題

- 少子化・高齢化が急速に進み、地域住民相互のつながりが希薄化しているため、日頃から地域での見守りを行うとともに、地域の居場所づくりが必要です。
- 福祉関連団体の構成員も高齢化が進んでいるため、新たな人材の育成が必要です。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	睦合西地区	区分	市	睦合西地区
人口	223,938 人	9,557 人	身体障害者手帳取得者	5,841 人	252 人
年少人口 (0～14 歳)	24,895 人	1,120 人	療育手帳所持者	2,198 人	90 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	140,192 人	6,099 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,433 人	108 人
老年人口 (65 歳以上)	58,851 人	2,338 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	31,939 人	1,371 人
高齢化率 (65 歳以上)	26.28%	24.46%	高齢化率 (75 歳以上)	14.26%	14.35%
要支援(1・2)	2,184 人	85 人	要介護(1～5)	7,479 人	312 人
避難行動要支援者登録数	3,085 人	140 人			

■ 取組方針

- 普段からの御近所付き合いやあいさつ運動など、身近にできる見守り活動の取組を推進します。
- 気軽に交流ができる憩いの場を作ります。
- 福祉関連団体を担う人材やボランティアの育成を推進します。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- ゼリー宅配、クリスマスケーキ宅配などによる見守り活動
- 敬老祝品を配布しながらの見守り活動
- 地域のあいさつ運動・登下校時の愛の目運動の推進

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「ぼっぼちゃん」の開催
- 自治会単位のミニデイサービスの開催

3 地域で支え合う人づくり

- 地域福祉講習会の開催
- ボランティアによる地域福祉事業への参加

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
子育てサロンの参加者数		216人	103人	130人	140人	150人
ミニデイサービスの参加者数		180人	288人	450人	450人	450人

地区別計画

荻野地区



■ 現状と課題

- ひとり暮らし高齢者、要支援・要介護認定者など的高齢者が増加しているため、日常生活や介護などへの不安解消に取り組む必要があります。
- 高齢者人口が増加しているため、地域ごとの交流を深めながら見守りや居場所づくりなどを充実する必要があります。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	荻野地区	区分	市	荻野地区
人口	223,938 人	25,158 人	身体障害者手帳取得者	5,841 人	707 人
年少人口 (0～14 歳)	24,895 人	2,724 人	療育手帳所持者	2,198 人	382 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	140,192 人	15,068 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,433 人	272 人
老年人口 (65 歳以上)	58,851 人	7,366 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	31,939 人	4,238 人
高齢化率 (65 歳以上)	26.28%	29.28%	高齢化率 (75 歳以上)	14.26%	16.85%
要支援(1・2)	2,184 人	214 人	要介護(1～5)	7,479 人	890 人
避難行動要支援者登録数	3,085 人	388 人			

■ 取組方針

- 互いに交流を深め、地域の見守り活動を推進します。
- 地域の人達が集まるミニ茶話会の充実
- 地域福祉をサポートする体制づくりに努めます。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- ひとり暮らしのお宅へ安否確認を兼ねた訪問（夏期）
- ひとり暮らしのお宅へ安否確認を兼ねた訪問（冬期）

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「ひなたぼっこ」の開催
- ミニ茶話会の実施

3 地域で支え合う人づくり

- ボランティアによる地域福祉事業への参加

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ひとり暮らし高齢者の安否確認を兼ねた訪問人数		8,813 人	8,940 人	8,990 人	9,040 人	9,090 人
子育てサロン「ひなたぼっこ」及び「ミニ茶話会」参加者数		315 人	367 人	380 人	400 人	420 人

地区別計画

小鮎地区



■ 現状と課題

- 高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあり、買い物などの日常生活や健康などの不安が高まっているため、それらの不安の解消に取り組む必要があります。
- ボランティア会員など的高齢化に伴い、次世代の活動者や地域福祉活動の担い手の育成に取り組む必要があります。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	小鮎地区	区分	市	小鮎地区
人口	223,938人	13,819人	身体障害者手帳取得者	5,841人	415人
年少人口 (0～14歳)	24,895人	1,338人	療育手帳所持者	2,198人	120人
生産年齢人口 (15～65歳)	140,192人	7,874人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,433人	144人
老年人口 (65歳以上)	58,851人	4,607人	後期高齢者人口 (75歳以上)	31,939人	2,363人
高齢化率 (65歳以上)	26.28%	33.34%	高齢化率 (75歳以上)	14.26%	17.10%
要支援(1・2)	2,184人	177人	要介護(1～5)	7,479人	544人
避難行動要支援者登録数	3,085人	229人			

■ 取組方針

- 世代を超えて助け合いのできる地域社会を築くため、各種団体等と連携し地域福祉活動の推進を図ります。
- 「向こう三軒両隣」の精神の下に、普段からの御近所付き合いや地域における見守り活動の取組を推進します。
- 地域と連携し地域力を高めるため、各種団体等を育成します。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- 「見守りささえあい訪問」の実施
- 引きこもりがちな高齢者の声掛け・参加の声掛けの実施
- 敬老長寿祝いの実施

2 地域における居場所づくり

- ミニデイサービスの開催
- 会食お楽しみ会の開催
- グランドゴルフ練習及び大会の開催
- 世代間交流事業の開催

3 地域で支え合う人づくり

- 各種団体等と連携した小鮎ボランティアの登録・育成
- 民生委員・児童委員や小鮎ボランティアの会との研修会の開催

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ミニデイサービスの参加者数		1,955人	1,319人	1,500人	1,600人	1,700人
小鮎ボランティアの登録者数		91人	82人	90人	90人	90人

地区別計画

南毛利地区



■ 現状と課題

- 高齢者の小地域による偏在やひとり暮らし高齢者、要支援・要介護認定者などが増加傾向にあり、日常生活や介護などへの不安解消に取り組む必要があります。
- 年少人口は減少傾向にあり、子どもやその親が孤立しないよう地域での居場所づくりに努める必要があります。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	南毛利地区	区分	市	南毛利地区
人口	223,938人	38,207人	身体障害者手帳取得者	5,841人	913人
年少人口 (0~14歳)	24,895人	4,711人	療育手帳所持者	2,198人	337人
生産年齢人口 (15~65歳)	140,192人	24,447人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,433人	380人
老年人口 (65歳以上)	58,851人	9,049人	後期高齢者人口 (75歳以上)	31,939人	5026人
高齢化率 (65歳以上)	26.28%	23.68%	高齢化率 (75歳以上)	14.26%	13.15%
要支援(1・2)	2,184人	306人	要介護(1~5)	7,479人	1,106人
避難行動要支援者 登録数	3,085人	459人			

■ 取組方針

- 気軽なお付き合いを通して見守り活動を推進します。
- 仲間同士、気軽に相談できる場を作ります。
- 地域福祉を支えるサポーターを育成します。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- ミニデイサービスの多様化の推進
- 高齢者昼食宅配事業の実施

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「みなみちゃん」の開催
- 健康維持事業の実施

3 地域で支え合う人づくり

- サポーターの登録・育成
- 障がい者支援事業の実施

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ミニデイサービスの参加者数		1,276人	476人	600人	700人	800人
サポーターの登録者数		35人	40人	42人	44人	46人

地区別計画

南毛利南地区



■ 現状と課題

- 支援が必要な対象者の把握について、自治会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなど、地域住民や関係機関等と連携を図りながら、より一層円滑に進める必要性があります。
- 少子高齢化の急速な進展や近所付き合いの希薄化など、地域とつながり、支え合うきっかけを失っている方の孤立を防ぐため、地区市民センターや老人憩の家、児童館、学校などのほか、自治会館などを活用し、誰もが参加しやすい地域の「居場所づくり」をより一層進める必要性があります。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	南毛利南地区	区分	市	南毛利南地区
人口	223,938 人	10,978 人	身体障害者手帳 取得者	5,841 人	284 人
年少人口 (0~14 歳)	24,895 人	1,157 人	療育手帳所持者	2,198 人	83 人
生産年齢人口 (15~65 歳)	140,192 人	7,147 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	2,433 人	88 人
老年人口 (65 歳以上)	58,851 人	2,674 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	31,939 人	1,520 人
高齢化率 (65 歳以上)	26.28%	24.36%	高齢化率 (75 歳以上)	14.26%	13.85%
要支援(1・2)	2,184 人	115 人	要介護(1~5)	7,479 人	323 人
避難行動要支 援者登録数	3,085 人	148 人			

■ 取組方針

- 共に支え合う地域社会を築くため、各種研修会の開催や広報紙の発行などにより、地域住民の福祉に関する意識高揚を推進します。
- 地域住民の福祉ニーズに応じた地域福祉活動を図るため、ミニデイサービスを開催するなど、自治会を単位とした、きめ細やかな事業の展開を推進します。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- 広報紙「あいのかけはし」発行による地域福祉活動に関する情報提供
- 敬老事業（敬老祝品の配付）の実施
- 民生委員・児童委員等を中心とした定期的な高齢者宅の訪問活動

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「あいちゃん」の実施
- 会食会・ふれあいデイの運営
- ミニデイサービス（自治会別）の実施
- 愛甲小学校PTAふれあい大会に「昔あそびコーナー」を設営
- 地域福祉交流会（音楽会・レクリエーション大会等）の実施

3 地域で支え合う人づくり

- 地域福祉推進委員会委員研修（講演会・施設見学等）の実施
- ふれあい勉強会（講演会・実習等）の実施

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
子育てサロン「あいちゃん」の参加者数		387人	290人	390人	400人	410人
ミニデイサービスの参加者数		436人	84人	440人	450人	460人

地区別計画

玉川地区



■ 現状と課題

- 地区の人口が市内で最も少なく、高齢化率は市内15地区中、2番目に高い割合となっています。里山を始めとした豊かな自然環境に恵まれ、昔から近所付き合いが深く残る地区です。
- 超高齢社会の中で、地域の担い手となる人材の確保及び育成に努める必要があります。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	玉川地区	区分	市	玉川地区
人口	223,938人	3,210人	身体障害者手帳取得者	5,841人	116人
年少人口 (0~14歳)	24,895人	244人	療育手帳所持者	2,198人	112人
生産年齢人口 (15~65歳)	140,192人	1,837人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,433人	23人
老年人口 (65歳以上)	58,851人	1,129人	後期高齢者人口 (75歳以上)	31,939人	662人
高齢化率 (65歳以上)	26.28%	35.17%	高齢化率 (75歳以上)	14.26%	20.62%
要支援(1・2)	2,184人	35人	要介護(1~5)	7,479人	182人
避難行動要支援者 登録数	3,085人	56人			

■ 取組方針

- 住民のニーズに応じた地域福祉活動を推進します。
- 近所のつながりを大切にし、地域福祉の組織などをいかした助け合い、見守り活動の充実に努めます。
- 地域福祉等の担い手となる人材の確保や育成を図ります。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- 年2回の高齢者等見守り活動を実施
- 小中学生の登下校時の見守り活動を実施
- 活動の際はセーフティベストを着用

2 地域における居場所づくり

- 健康づくり活動を通じての健康長寿の里づくり
- ミニデイサービスの開催
- 子育てサロン「にっこにこ」の開催

3 地域で支え合う人づくり

- 地域福祉推進委員会ボランティア委員の登録・育成
- 地域福祉推進委員会委員研修会の実施

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ミニデイサービスの参加者数		193人	96人	100人	150人	200人
子育てサロン「にっこにこ」の参加者数		262人	80人	100人	110人	120人

地区別計画

森の里地区



■ 現状と課題

- 少子高齢化が進展する中、地域における高齢者の孤立化を防ぎ、一人一人が生き生きと自立した生活を安心して送ることができる地域づくりを進める必要があります。
- 住民の多様なニーズに応えられる地域福祉推進事業に、より一層取り組むことが重要な課題であり柔軟な対応も求められています。
- 地域福祉を効果的に推進するためには、地域における各団体や学校、施設、事業者などとの連携強化を図るとともに、担い手となるボランティアを育成する必要があります。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	森の里地区	区分	市	森の里地区
人口	223,938人	6,031人	身体障害者手帳取得者	5,841人	140人
年少人口 (0～14歳)	24,895人	399人	療育手帳所持者	2,198人	52人
生産年齢人口 (15～65歳)	140,192人	2,783人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,433人	51人
老年人口 (65歳以上)	58,851人	2,849人	後期高齢者人口 (75歳以上)	31,939人	1,322人
高齢化率 (65歳以上)	26.28%	47.24%	高齢化率 (75歳以上)	14.26%	21.92%
要支援(1・2)	2,184人	108人	要介護(1～5)	7,479人	244人
避難行動要支援者 登録数	3,085人	93人			

■ 取組方針

- 高齢者が安心して地域で生活できるように、住民間の見守りや支え合い活動の取組を推進します。
- 高齢者がいつまでも元気で心身共に健康であるために、集い交流し、情報交換及び相談ができる場づくりを推進します。
- 地域で支援を行うボランティアを育成したり、ボランティア団体の連携を深め、絆づくりに寄与したりするような場の提供に努めます。
- 子育て世代が地域で安心して子育てができる取組を推進します。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- 安心コール事業の実施
- 生活支援事業「もりの応援隊」の実施
- 敬老長寿祝品の配布訪問による高齢者見守り事業の実施

2 地域における居場所づくり

- 高齢者居場所づくり事業「陽だまりの家」の実施
- Café ふれあいの開催
- 健康事業やミニデイサービスを企画し実施

3 地域で支え合う人づくり

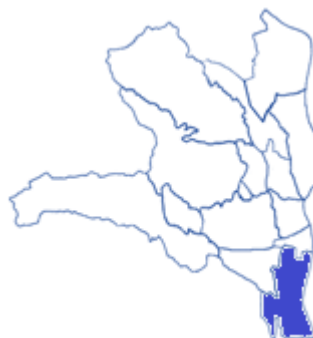
- ボランティア団体との連携と活動への支援を行う
- 子育て支援事業（子育てサロン）の開催
- 森小ふれあい喫茶の開催

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ミニデイサービスの参加者数		291人	206人	235人	242人	250人
安心コール利用者数 (延べ人数)		687人	620人	650人	650人	650人

地区別計画

相川地区



■ 現状と課題

- 相川地区は、観光農園などの農業が盛んな地域であり、新東名高速道路厚木南インターチェンジの開設や土地区画整理事業などの基盤整備が進む一方、高齢化率が増加傾向にあります。
- このような住環境の変化にも、地域に対する愛着を更に深めてもらうため、自治会やボランティア団体などと地域住民が連携を図りながら、全ての世代間の交流をより活性化する必要があります。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	相川地区	区分	市	相川地区
人口	223,938 人	13,629 人	身体障害者手帳取得者	5,841 人	339 人
年少人口 (0～14 歳)	24,895 人	1,591 人	療育手帳所持者	2,198 人	113 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	140,192 人	8,802 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,433 人	145 人
老年人口 (65 歳以上)	58,851 人	3,236 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	31,939 人	1,736 人
高齢化率 (65 歳以上)	26.28%	23.74%	高齢化率 (75 歳以上)	14.26%	12.74%
要支援(1・2)	2,184 人	112 人	要介護(1～5)	7,479 人	374 人
避難行動要支援者 登録数	3,085 人	142 人			

■ 取組方針

- 子育てに対する悩みの解消やストレスを和らげるため、子育て世代が活発に交流できる場を提供します。
- 高齢者が生き生きと暮らせるよう、小・中学校と連携を図り、世代間交流を推進します。
- ひとり暮らし高齢者へのゆるやかな見守り活動の取組を推進します。
- 未来を担う子ども達の活動や居場所づくりを地域の大人たちで支援することで、地域の絆を結びます。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- ひとり暮らし高齢者宅への配食サービスの実施
- 広報紙「にじ」発行による地域福祉活動に関する情報提供
- 敬老事業（敬老祝品の配付等）の実施
- 日常的な高齢者等の見守り・安否確認

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「きらきら」の実施
- 世代間交流給食会（各小学校1回）の実施
- ミニデイサービスの実施
- 高齢者社会見学会の実施

3 地域で支え合う人づくり

- こどもまつりの実施
- 公民館まつりの実施

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
子育てサロン「きらきら」の参加者数		421人	323人	420人	420人	420人
「世代間交流給食会」の参加者数		79人	0人	100人	100人	100人

地区別計画

緑ヶ丘地区



■ 現状と課題

- 高齢化率が益々上昇している現状で、高齢者の孤立化を防ぎ、一人一人が生き生きと自立した生活を安心して送ることができる地域づくりを進める必要があります。
- ひとり暮らしの高齢者や、要介護認定者が増加傾向にあり、日常生活や介護などへの不安解消に取り組む必要があります。
- 小地域での相互助け合いを基本とする地域づくりを促進する必要があります。

地区別データ

令和5年10月1日 現在

区分	市	緑ヶ丘地区	区分	市	緑ヶ丘地区
人口	223,938 人	4,648 人	身体障害者手帳 取得者	5,841 人	146 人
年少人口 (0～14 歳)	24,895 人	642 人	療育手帳所持者	2,198 人	56 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	140,192 人	2,440 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	2,433 人	56 人
老年人口 (65 歳以上)	58,851 人	1,566 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	31,939 人	958 人
高齢化率 (65 歳以上)	26.28%	33.69%	高齢化率 (75 歳以上)	14.26%	20.61%
要支援(1・2)	2,184 人	82 人	要介護(1～5)	7,479 人	205 人
避難行動要支援者 登録数	3,085 人	91 人			

■ 取組方針

- 普段からの御近所付き合いや地域におけるゆるやかな見守り活動の取組を推進します。
- 誰もが気軽にふれあい活動ができる場を作ります。
- 地域福祉や小地域活動を支えるボランティアを育成します。

■ 主な取組

1 見守り活動の充実

- 広報誌「ふれあい」発行により、地域福祉活動に関する情報提供
- 敬老事業(敬老祝い品の配布)の実施
- 民生委員・児童委員を中心とした定期的な高齢者宅の訪問活動

2 地域における居場所づくり

- 緑いきいきサロンや小地域サロンなどの開催
- 高齢者の健康体操教室の開催
- 子育てサロン「陽だまり」の開催

3 地域で支え合う人づくり

- ボランティア育成講習会の実施
- 地域福祉推進委員会委員研修会の実施

■ 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
小地域サロンの参加者数		－ 人	1,523 人	1,230 人	1,260 人	1,300 人
健康体操教室の参加者数		174 人	449 人	470 人	480 人	490 人

発行 **社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会**
〒243-0018
神奈川県厚木市中町 1-4-1
電話 046-225-2947 FAX 046-225-3036
<https://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp>